

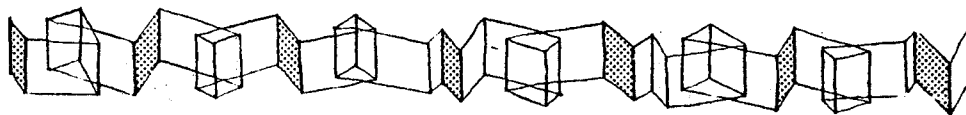
明大闘争への証言

一九七一年五月七日

福井正雄

## 目次

|    |                |    |
|----|----------------|----|
| 一  | 明治大学とのかかわり     | 2  |
| 二  | 一九六八年夏         | 3  |
| 三  | 四月の事態          | 5  |
| 四  | 全学教職員集会と連合教授会  | 7  |
| 五  | 学生の手紙          | 11 |
| 六  | バリケードを訪ねて      | 13 |
| 七  | 現代への考察         | 15 |
| 八  | 「私の考えと訴え」      | 18 |
| 九  | 藤堂声明への参加       | 20 |
| 一〇 | 反撥する教師たち       | 21 |
| 一一 | タクシーで立看板を見る    | 22 |
| 一二 | 居をバリケードに移して    | 23 |
| 一三 | 教授会は了承していない    | 25 |
| 一四 | ロックアウトへの抵抗     | 26 |
| 一五 | たすきをかけて門外へ     | 27 |
| 一六 | 「心に痛みを覚えつつ……」  | 28 |
| 一七 | 大学と体制化とそれを阻むもの | 29 |



## 一、明治大学とのかかわり

私が明治大学へ就職したのは一九六七年四月で、就職がきまったのは学費値上げ反対闘争で明大が全学バリケード封鎖されている最中であつた。就職以来こんにちまで身分は助教授で、授業としては「物理学」「自然科学概論」等を担当している。

明治大学の前の職業は、長期（一九四五年以降）に及んだ東京大学助手で、理学部物理学教室の「素粒子論研究室」に所属していた。

あとのことに多少関係があると思われる、私の立場を形成する要素をなした事件を一、二挙げれば、一九六〇年安保デモのとき、いわゆる教授団事件の隊列にいて、第五機動隊の警察官の暴力行使を受け、散々の目に遇つた。「全治一ヶ月の負傷者」として国家賠償裁判を行ない、終結まで八年半を要した。（東京地裁民事一八部六四年六月判決、東京高裁民事五部六八年九月判決、ほかに地裁刑事一三部、高裁刑事八部の「決定」がある。）東大で大学の自治問題についてのパンフが大内力教授らによって作られたのは一九六五年秋で、一助手としてその内容に不満だったから何とかせねばと思つたが意見を発表する機会を得なかった。

明大学費値上げ反対闘争には、東大の中から学生の応援に行くものがあった。教養学部W助教授は自主講座の講義を受持つたというし、生田工学部での闘争にかかり切りになっていたものの一人に、同じ素粒子論研究室所属である大学院生山本義隆君がいた。

山本君は、明大において学生が授業を受ける条件は、はなはだ劣悪で、文部省の設置基準等をあてはめたら、教員对学生の数の比をはじめ多くの点からいって、とうてい大学として認可されないようなものである等、状況や内容を、よく報告してくれていた。

一九六七年二月一七日、杉並公会堂である種の政治集会が持たれた。印象的だったのは、集会の終りに当時の「三派全学連」委員長代行格だった秋山勝行君が、「ここににいる学友は全員駒場寮に泊りこんで明日からの明大入試を粉砕する行動に参加しよう」と呼びかけていたことであつた。集会に参加していた私は、まだ明大教職員という身分でもなかったもので、事態を傍観していたが、それでも学園闘争の当事者になることは大変なことだと思ひ、これからの自分は、このような場合における態度の明確化を迫られる存在になるのだとは思つたが、それがそんなに近い時期であるとも思わなかったのが正直のところである。

明治大学に就職をし、授業をはじめて見て、つくづく思ったことは、聞きしにまさる学生たちの劣悪な学習条件であつた。設備の不備、マンモス授業、いかに努力しても学生の個性を把握することなど思いもよらない一対多数の人間関係、国費を一中級員の年額予算の額だけ配布され浪費している恵まれた東大での習慣が身についていただけに、その印象は一層強烈であつた。東大では教師が生協の食堂で学生の間にはさまって食事をすることは珍らしいことではない。明大でそれをしようとしても、空間的に無理である、というのが私の受けた第一の差異の印象であつた。

教授会に出て見て、早速に拝聴しなければならなかったのは、直前の学費闘争の活動家への処分の論議であつた。どういふ事実

があったかを知る由もない私としては、それらはただ聞いていただけしか対応のしようのないものであったが、私の所属したのが法学部であったために、なるほどその技術は見事なもので、訴因、証拠、適条、判例、情状等の各段階が分離されていて、論議者はそれを楽しむかのようにそれぞれの持論を展開し、論議はしばしば白熱したものになるのであった。

そのうちに、いつまでも自分はあずかり知らぬ、とは云ってられないようになった。いわゆる「暴力事件」の発生とその処分の問題が起りはじめたのである。「被害者」側は、つねに「民青系」と呼ばれている方の諸君で、「加害者」はまたも学費闘争での活動家としての経歴をもっている諸君たちであった。

この論議を聞いていて、どうも納得がいかな、と思うことが出来はじめた。「模範的」法律家である執行部の教授たちが「被害者」の学生を呼びつける、訊問に入るまえに「エア」に断って、黙否権があることを伝える。これは大変よろしい。ところがである。いったん黙否してしまふとその学生は、二度と弁明の機会を与えられない。「被害者」の証言をはじめとする傍証と、従来の「戦歴」「活躍度」とで事実認定され、たちまち退学を含む処分がきまるといふ感じなのである。

法律のしろうとが、法律家が大部分の社会に投げこまれたような私の状態から見ても、これには文句をつけずにはいられない気持ちになった。「黙否権を行使する」ということと「最終弁論権を放棄する」ということは全く別のことなのである。黙否をした学生への処分決定の前には、当然、お前は黙否しているがそれ以外の材料からこれだけの事実が認定される、これにたいして反論

あればいいなさい、ということがあって然るべきものであるのに、それが欠落している。

教授会というものに顔を出したばかりで、どうも勝手がわからないが、いつか機会を見てこれを主張して見ようと思っていた。

## 二、一九六八年夏

明治大学の二部（夜間部）は神田地区で一年から四年までの授業を受け、一部（昼間部）とは別の自治会を作っている。これには「学苑会」という個有名詞がついている。就任してしばらくたってから、この学苑会の組織の中に複雑な問題が存在することを知った。当時の言葉で、学苑会の執行部中執は「三派系」が握っていた。しかもその下部組織である法学部と商学部においては、民青系が勢力を得ていて、大学側もそれを公認する態度をとっていた。したがって、学苑会の法と商に關するかぎりでは、普通常識でいう組織の「上下関係」はまったくといってよいほど成立していなかった。当然のこととして、法学部内には、全学の三派系執行部に結びつく学生の自治組織を作ろうという動きが、民青系でない諸君の中から起きた。そのようにして作られた新たな学部執行部を公認せよという交渉が、六八年のはじめごろから三派系の学生諸君と、大学学生部との間で繰返されていた。

六八年夏には、その団交は、逆に全二部の執行部を作りそれを承認させようとする民青系の諸君の動きに対抗して、いよいよはげしいものになっていた。このさなかで、私がクラス主任になっ

ている組の法学部学生M君について、ある種の「暴力事件」が問題にされるようになった。

事件を私が知らされたのは、七月一七日頃である。例の三派系二部法学部自治会の承認をめぐって、学生部と学生との団交が紛糾し、しばしば長時間深夜に及んでいた。要するに、事件というのはその交渉において、学生側代表の一人であるM君の態度が、度を過ぎてヴァイオレントであったというのである。長時間交渉で孤立状態にあった岡野学生部副部長にたいして、(一)紙つぶてを顔に狙って投げた、(二)水が運んで来られたのに、それを飲ませる必要がないと妨害した、(三)交渉をしている横から机を動かして机と机とで衝突音をけしげく発生させて交渉を威嚇的なものにした、と内容が報告され、交渉に加わった他の学生の態度も決して紳士的ではなかったが、この学生の態度はぬきんでて過激であり、法学部において厳しく措置してほしいと申し送りがついていると伝えられた。議題は教授会にかけられ、一回で結論は得られなかったが空気がただごとでは済まないように見えた。同僚の一教授に「退学を出す気なのかね」と問うて見たら「そうだろう」という答がかえってきた。

私は、この時点で、このようなケースにおける処分というものが、つくづくおかしいと思うようになった。総評の岩井事務局長(当時)が総理大臣と交渉するとき、穏かな語調で用をすませることができるのは、背後に数百万人のゼネストがあるからであり、しかもそのストライキは不十分とはいえ法律で保護されているものである。マンモス大学における学生は、労働者以上の社会的被害者である、現代の法体系でいえば、当然に労働法的保護規定によ

り、労働者のストライキと同等に有効な「武器」を与えられていないければならないはずだ。そうであるにもかかわらずそれが与えられていないから、その鬱出は紙つぶてになったり、机をガタンガタン云わせたりする行為になるのである、したがってそれを感情をさえ加味した形で処罰するようなことにでもなれば由々しい大事である。私はそう考えたのである。

悪いことに、七月二〇日は、三派全学連が分裂した日で、しかもその分裂劇は明大と中央大の学館を中心とする乱闘という事態を伴った。このような背景の下で行なわれる処分審議の結論はさらに悪いものになりそうである。苦慮した私は旧知の間柄である山本君か今井澄君に知恵を借りようと思い「解放」状態になっていた東大安田講堂を訪ねた。長い在職で勝手知ったる安田講堂であったが、ロッカーなどで迷路のようなものが作られ、大分に模様が変わっていた。両君は不在で、出てきたのは三上君という学生であったが、基本的に教授会に処分権があることが間違いだということを強調していた。明大における一学生の処分が、東大安田講堂を「解放」してたたかっている諸君にとっても、けっして無関係なことではないと思う点において、私の気持と彼のそれとは一致した。したがって、私との意見交換において彼はきわめて真剣な態度で終始していた。

法学部教授会はM君の処分を八月一日までもんだが結論は得ず、ついに処分は実現しなかった。結局、学生運動による処分はこのとき以来現在までなされていない。教授会の中では、大津事件の例を引いて、処分に該当せずという主張もあったりしたが、私自身最後の提案をして、一身をもって行ってクラス主任としてM君

とこの件について会って見るといふ提案をしたのが、議事を混乱させ結論を出させないことに効果があつたと思つてゐる。「軟禁される」「言葉をとりれる」「クラス主任が行く」といふ前例を作ることとは、他のそういうことが得意でない先生にもそれを強いることになるので反対だ」「教授会の情報もれる」等の意見が続出したのにはいささか驚いた。こちらは、友人のところへ一寸行く気であるのに他の先生方は、虎狼の窟へでも入る気持なのだ、と思つた。この感覚の相違は、翌年の明大闘争を通じて私と他の教員たちとを大きく分ける境界線となつたようである。

さて、処分はなくて済んだが、私はこの事件を通じて自分が考えたことをまとめて発表しておく方がよいと思つた。たまたま法学部の組織である法学会の機関紙誌へ執筆を依頼されていたので、それに二編の小論文として意見を表明しておいた。

内容で主張した主な事項は二つであつた。第一点は、学生には「学園封鎖権法」が保護規定としてあるべきであり、それを背景に団交等が持たれるべきであるとする主張、また第二点は、大学の自治概念について、これには階級性を加味して考えなければ無意味であり、その意味で、政治的に中立な大学の自治なるものはあり得ない、とするものであつた。この小論文は、結局翌年の闘争において私とバリケード内の学生諸君を結びつける役割りを果たしたのである。

### 三、四月の事態

東大、日大闘争を発火点とする学園闘争は全国の主要なほとんどすべての大学に波及しつゝあつた。

マンモス化した容器に多数の学生をつめこみ、高度の資本主義ないし帝国主義社会へそれを製品として送り出す人材製造工場と化した大学には、旧来の「大学の自治」の概念をあてはめようとすることも無理であつた。そもそも日本においては、大学の自治の概念が定着すらしていないのである。中世の教会の権力と抗争しながら大学の自治を守り続け、近代を自らの手で切り開いた西欧の場合とは、甚しく異つてゐる。

近代自体が行きづまりを見せてゐる社会において前近代性をさえ払拭しえない大学は、多人数化した学生を被害者として再生産しつゝ、矛盾をますますその内部に堆積させて行つた。しかもそのきびしい現実の中で教師たちは、意欲的な対応をしてゐると思えなかつた。一〇年も同じ講義ノートを用い、同じ試験問題を出す教師はまだよい方であつた。自分の著書の改訂版を毎年作り、その改訂部分を必ず試験に出して新刊部分の売れ行きをよくしてゐる教授がゐるといふ噂を聞いた。さらにひどい噂としては、学校のコピー機械で、本の複製を作り、それを有料で学生に売りつけてゐるといふ話が伝わつて来た。八〇才を越えた兼任教師で、体力的に教壇に上れなくなつてもまだやめない人がゐるといふ話もある。このようになかで鬱積した学生諸君の不満が、自己の無

権利状態からの脱出と、アジアの危機に際会して政治路線を変えさせることを目指して決起し、しかも既成の左翼の方針への不満と不信とから、バリケードストライキという新しい形態を採って闘争を拡大して行ったことは、けだし当時の状況として必然性があったことと思われる。

さて、そのような状態であったにもかかわらず、まったく例外的に、六九年四月はじめには、明大はまだ静かであった。何とかバリのない大学を、という事で明大を目指した受験生がいたかも知れない。四月一二日の事件は、そのような状態の明大に以下に述べる大波乱を起させる口火となったのであった。

当日私はたまたま明大大学院の建物にいてある会合に参加していた。集会は、私教連主催の春闘に関するものであった。道路の方向に、異常な事態が発生したらしい物音は、大学院の室内にも聞えた。すぐに窓の所に出て、隣接の旧学館を見たとき、機動隊は一部すでに学館内に入り、他の一部は、まったく無意味と思われる学館一階の窓にとりついで窓の破壊工事にかかっていた。こちらの窓から「やめろ」とどなって見たが、効果がなさそうなのでやめた。学館の中では、はげしい捕り物が展開されているらしく、屋上の方では人の走りまわる物音と、叫び声が聞こえた。激しい事態だな、と思ったが、まさか翌日以降に知らされたほどに不当な事態が起きていたとは想像もしなかった。

一三日夜、緊急の召集を受けて、全学教職員集会在駿河台の九番教室で開かれた。私としては、明大に就職してからはじめての経験なので、興味深く成りゆきを見守るだけで、主体的になら

か発言する行動に出ることは考えなかった。中村幸安氏が六〇年安保の経験に鑑みて、教職員学生全学一体となつての抗議集会を主張したのは、この席においてである。学校側は、学生の暴力行為に対する「適法な」捜査にまで、学生といっしょに反対することとは出来ないという理由で、この主張を却けた。

大学側は、十四日に全学休講の措置をとり、学生、教職員は別個に、学生の不当逮捕捕者に対するサークル活動で登山のガリを切っていたものをも含む逮捕にたいする「抗議」を表明することになったが、このことはさらに後日に幾つもの問題を残すことになった。法学部では、司法試験受験を目指して勉強する学生のグループとして、幾つもの「研究室」が組織されている。そのひとつである「特別研究室」の諸君などを中心として、この事件を契機に、「闘う青年法律家連絡会」(闘法連)が組織された。四月十七日夜には教授会と、この闘法連の諸君との話し合いが行なわれた。闘法連の学生の二人は、警察への抗議の意思表示のためハンストに入っていた。

学生諸君の、機動隊の捜査、逮捕行為にたいする怒りは相当なものであると感得された。一人の学生は「若しこの逮捕が違法逮捕でないということになるのだとしたら、自分は一生、法律の勉強をするのをやめようと思う。」と、興奮して発言した。私は、自分が六〇年安保のときの警官による暴行被害について行なった告訴が不起訴となり、そのあと進起訴手続きによって東京地裁刑事第一三部にさらに調査させ、機動隊員全員の顔写真を閲覧してそのなかから暴行警官を探した経験があるので、そのことを考慮しながら、「君は、君を逮捕した警官の顔を覚えているか、」と質

問した。二百人を越える学生たちと、教授会メンバーとは、その日、深夜一時半まで話し合った。

#### 四、全学教職員集会と連合教授会

法学部というものは、どの大学でも特殊な地位にあるものだ。とうして多くの場合、いわゆる右派、タカ派的役割を演じるわけだが当時の明大における場合は多少ちがっていた。教授会についていえば、それは学長執行部に対する野党であり、しかも前歴「右派」である、というややこしいものであることを、就職三年目というその時期に私はようやく知りはじめていた。

前の学長（小出廉一氏）は法学部出身であったので、六六年度の学費闘争では法学部教授会は、完全な学長擁護派であった。最も早い時期において、教授会として学費値上げの必要を認めるという声明を決議したのは法学部であった。またこのときには、早期にバリケードの違法性を確認して表明している。それらの延長として、学費値上闘争で活動した学生への処分が最も厳しかったのは法学部であったといわれる。ところが六九年当時の学長中川氏は、法学部教授会からはあまり支持されていない存在であった。その複雑な中味は、まだ新任者である私にはよくわからなかった。多分にそこには派閥的なものがあるように感ぜられた。このことは明大闘争が延長するにつれて、さまざまな現象としてあらわれたのである。その例としては、あとで陳述する法学部卒試験問題や、一〇・九ロックアウト、授業再開時における対応等がある。

さて、一月一八、一九の東大での事態を頂点として、大学闘争の全国的な昂揚は、時の政府与党をして、緊急に対策を講じなければならぬという立場に追い込んでいた。そのことは街頭政治闘争の拠点化する大学を徹底的に国家の直接管理支配体制下に置き、もって安泰裡に七〇年の安保自動延長を遂行しようとする支配階層にとっては絶対に譲ることの出来ない至上の命令であった。六九年二月ごろから、大学治安立法的構想が唱えられ、やがてそれは三つの面からの大学への攻撃として具体化した。

その第一は、旧来の「大学の自治」を多少でも尊重し、学内集会は、「公共の場所における」集会からは外され、また学内の集団行動については学校長が措置し、要請によって警察が出ることにしていた五〇・七・二五の次官通達の表現を一擲して、警察支配体制下に大学を従属せしめようとした、六九年四月の天城文部次官による新しい通達であった。

次官はその中において、六次に言及し、大学と警察との常時連絡の緊密化、告訴、告発の勧奨、警察の捜査等への協力、学内に「武器」を置かせないこと、学内集会でも警察側が任意に判断し介入しうることを、四・二八に予想される事態への注意等を述べている。

この通達において、「判断」の主体者は、はっきりと大学から警察に移ったといえる。「何々するおそれのあるときは」「警察当局が公共の安全と秩序の維持上緊急と認めるに至った場合」等の表現はこのことを如実に物語っている。私は、以前にいわれる東大ボロボロ事件（五二年二月）の裁判にかかわり、その事件の評価等についての多くの人の発言をきいているので、この通達は、

まさに、いよいよ来たかという感を深くする印象を受けた。まがりなりにも「大学における学問、研究の形態は自由であり、その対象もまったく自由である。もし次官通達の線が後退させられ、警察権の自由な介入ということがもし行なわれるならば、大学は大学として存在することはできない。」(矢内原忠雄、国会証言)等の発想が——それはいま考えれば古典的なものであるが——定着しているものにとっては、これは抵抗を感じずにはいられないものであった。

第二は、政府が「独断専行はしない、中教審の答申を尊重して処理する」とつねにいうその中央教育審議会の数次にわたる答申であった。中教審は教育刷新審議会が解散するさい、教育関係諸組織から二名づつの「選挙委員」を推薦させ、それによって民主的に人選せよ、という建議をなしたのを無視して、「文部大臣が内閣の承認を得て任命する」ことにし、委員は再任また再任でつねにその約半数が一〇年以上の歴任者で占められている、きわめて問題を含んだ機関である。

この時期についていえば、中教審は三月七日に「学生の地位について」の答申を、また四月三〇日に、当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の答申を行なっている。この両答申が、その年の八月、強行成立させられた悪名高い「大学運営臨時措置法」の実質的中味であったことは、公知の事実である。

公知のことをさらに復習すれば、その前年の十一月、灘尾文相が中教審に対して行なった四項目の諮問、すなわち、①大学における教育過程、②大学における意志決定の方法、③学生の地位、④収拾困難な学園紛争の終結方法について、に答えたものであり、

とくに四月三〇日のものはその最終結着点として、三月はじめて喧伝されていた自民党文教制度調査会の、いわゆる稲葉試案「大学秩序回復臨時措置法案」を側面から固めたものであった。八月三日に、国会を通過したとされる大学運営臨時措置法は、この答申を待っていたかのように五月二四日に国会に上程されている。

第三は、すでにかなり以前から続いていたもので学生寮、学生会館の運営にかんする、いわゆる「〇管規定」といわれるもの促進による攻撃であった。大学そのものは、「封鎖」によって拠点化するのに反して、常時的に拠点となりうる寮、学館については保安当局等から一層はげしい注意と干渉が向けられていたことは当然のなりゆきであったといえる。

四月一二日の事件以来、七月一日の団交まで、明大における事態の進行は、この政府ないしその附属機関から提起され、推し進められ、そしてそれにたいして大学当局も隷属させられていったこれらの三つの事柄との関係を切りはなしては考えられない。この期間中に行なわれた団交の主要な問題は、これらの事項とそれに対する大学側の姿勢であったのであり、それゆえに、学生会(明大一部学生自治会)、学苑会(明大二部学生自治会)、全共闘のほか、学生側からの大きな問題提起者として、新寮闘争委員会があったこともまた自然なのであった。

学生は一部と二部で別個の自治会をもっており、また大学の地域は神田、和泉、生田の三地区に分かれているので、大学当局と学生諸君との団交はしばしば、同様な議題について、別個の組織を相手にまたは別個の場所で反復行なわれた。私など教職員は、

団交のあるたびに「不測の事態に備えて」その傍聴に動員されるのであったが、こういう光景にはじめて参加する私としては、ともかくも好奇心的な要素もあったし、学生諸君の主張を理解しようと、耳を傾けるような態度で大体の団交には参加している。学生代表の人の発言に拍手を送ったこともあったし、団交が終了した後に学生諸君がインターナショナルの歌をうたうときは、いっしょに残って歌ったこともある。

そのかぎりで把握した所によれば、団交の主要テーマは、四月には四・一二事件とそれに対する大学の姿勢について、(四・一四、四・一五)対一部学生会、(四・二二)対二部学苑会、また五月には発表された四・三〇中教審答申について、(四・三〇)对学生会五・一二対学苑会、五月下旬から六月にかけては学生諸君のいわゆる六項目要求等をめぐって(五・二二、五・二七、六・六、六一四、六・一八)で、パリスト後の会面交渉は七月三日、七月一日の両日であった。この間、寮生と学館の問題は随時交渉の内容をなしていたが、また新寮闘争、学館運営委などが独自に交渉を持ったこともあり、これらによって大学当局はほとんど休みなしに交渉に引っぱり出されていたことになる。大学側を代表するものは、問題により、学長、学長プラス連合教授会代表、あるいは理事長である場合があった。

交渉における中川学長の態度は、伝え聞く京大奥田学長もかくなと思わせるもので、答弁はのらりくらりと、容易にその要点を相手に押えさせないものであり、無能であるかに見えて、実ははなはだ優れた交渉のテクニシャンであると感じさせられた。

この間明大をめぐる情勢をきびしいものにしていったのは、す

で四・一二においてあらわれたように、学園を追われた日大全共闘の諸君や、それと連帯する学生諸君の運動が、明大の地理的条件もあって、明大を常にある中心舞台として展開され、その都度機動隊との衝突を生み、少なからざる波紋を明大内に生じさせたことであった。四・一二以降その類のとくに大きな事件としては五月に一回(五・二二)、六月に一回(六・一一)そのような事態があった。明大図書館事務長高田氏は、事態を憤って単独で警察に抗議する声明を出して正門脇に貼り出したし、学内で自習していた明大生のなかには、逃げ込んできた日大生を積極的にかばい、かくす行為に出たものもいたと伝え聞く。

この五月の事件のときのことだったと思う。学校側文書によれば、学長自ら神田署に向いて抗議したとあるが(六月一日付、「最近の学内状況について」の五月二二日より二六日までの経過、「……正常な課外活動を行なっていた商学部学生一六名が不当に拘束され、長時間にわたって被疑者の扱いを受けましたので、大学では翌朝学長がたたちに神田署におもむき、嚴重に抗議をいたしました。」「)、学長はこのことを記憶さえしていないのである。(七一・四・九証言)このときと思うが大学を代表して神田署へ抗議に行った中に、法学部鈴木俊光教授がいた。同教授は、神田署長にたいして憤まんをぶちまけて、つぎのようにいった。

「あんな罪のない学生たちを捕えるなら、その前にまず古田を逮捕しなさい。そうすればこのへんはずっと静かになる。」

これは、同教授が教授会にもどってきて報告した所である。日付が五月であったか否かははっきりしない。

(五・二二)の事態がいかに惨烈なものであったかを示す一つの

記録がある。翌二三日、明大構内でまかれた催涙ガスを洗っている場所で転倒しただけで一女子学生が、重傷を負い、六月七日に至ってもなお水泡状の皮膚疾患を残していることが確認されている。詳しくは、三一書房、C N ガス毒性研究グループ編著、「催涙ガス」参照。）

学生との交渉に臨む大学側は、「教職員の意見の一致をはかる」ために、連合教授会や、全学教職員集会を開き、当局の態度を全学教職員を代表するものとしての大義名文を作ることと相当の努力を払っていたようであった。前述の、四月一日の集会のほかには、四月二五日に連合教授会を、五月二三日に「四者」による大学立法反対の集会を（四者とは、明治大学、専任教授連合、職員会、教職員組合）、また六月二日には大学主催の全学教職員集会を、同二七日には連合教授会を開いている。これらを通じていえることは、大学側の態度表明は、バリケードまではともかく学生の逆鱗にふれることを避け、大学側もこれだけはやっていこうということを示すポーズをとることに汲々としているように見られた。四月二五日の連合教授会には、文部次官通達に反対する学長声明が提示されたが、出席者から、それだけでは不足だとして、連合教授会として別個に（内容はほとんど同じであったが）、声明を出すことが提案された。私は、出席していて、ずいぶん、ご丁寧なことをするものだなと、思った。このほかに学長は、五月一日付で中教審答申に反対する声明を出しており、またのちに明大学生部長名義で四、一二事件について、神田警察署長らの告発をおこなっている。

しかしこれらの動きにたいする学生側の反応はきわめて冷たい

ものであった。校舎玄関の掲示板に麗々しく貼り出された学長や、連合教授会の声明にたいしても、その前を通り過ぎる学生たちは「ははあ、学生対策だな。」と囁き合って行くというようでありさまであった。

ともかくも、連合教授会や教職員集会によって大まかな方針については説明しながら衆知を集め、さらに具体的な事項については学長スタッフである、一部、二部教務部長、学生部長、学長室専門委員（二名ないし三名）、各学部長、等の意見によって「大学当局」の見解は作られ、それを学長らが代表して学生との団交にあたっていた。

交渉の議題は、前述したような流れにしたがって四月、五月、六月と変っていったが、問題が大学の自治の内容、教授会の大学における地位、処分権などに移るに及んで学生側の主張と大学側の主張は完全に平行線になっていった。五月中旬に、私は、闘法連の部屋を訪ねて、その時点で大学側が作った学生側と大学側の主張の相違を整理し、さらに大学側の見解の基本線（案）をプリントした資料を、役員の立場にいた一人の学生に示したとき、その反応は決定的なものであると感じられた。その資料には、

「教授会は大学における教育、研究の中心的機能を担う存在である。なぜならば、教育、研究および学問的成果は本来的に伝統的に伝達され、それによって発展してきた。その保持と伝達は教育と研究が本来的に持った性格である。そしてその機能の中心的担い手は教授会である。そしてこの目的を果すため学内秩序を維持する責任を併せ持つ。従ってこの機能を果す上においては学生とは対等でない。……以上の基本的見解により、教授会は主体的

地位にあることから、処分権を有するものである。」とあった。これを見た同君は、感嘆詞的な発言で、一言「封鎖だ」と叫んだ。このあたりから、私は、明大が全学バリケード封鎖になるのは時間の問題だと思ふようになった。

この類の問題にたいする私の考えは、のちに「私の考えと訴え」という声明の中で発表したのが、このような大学側の見解には不満であった。教授会中心は、古典的な大学の自治論である。資本主義の進行にともない、社会的に特殊なしかも多分に被害者の階層を形成するようになった学生には、その地位にもとづく独自の価値評価があるべきであり、それを表明する手段を、教授会万能主義で抑えつけることには賛成し難い。また、学問の自由は、階級形成と切り離して考えられるべきではなく、方向性のない学問の自由なるものは無意味であり、被抑圧者をいかにして解放するか、のたたかいの一環をなしながらちとられた理念と解すべきである。

そのほかに六項目の各部分についても自分の意見は、大学当局のものとはかなりの懸隔がある、思ったので、私は自分の意見をまとめたものを文章に書き、同室の教員に示して意見を求めたりした。(六月中旬)

私のほかにも大学当局の対応に不満をもっていた教員がいなかったわけではない。六月一二日付で学長名義の「警告」が出され、そのようなときそれを各教師は自分の授業において配布せられる習慣になっていたが、政治経済学部のみ講師は、教員の控え室に帰ってくるなり「こんなビラを配らされるのは屈辱を覚える」と発言して他の秩序派の教師たちと大論争をしているのに、私は

黙会した。内容というのは、学生の交渉要求を、「個人的人権の侵害でもある」として非難しているもので、私は教室でそれを配ったが、同時にその発想方法の誤りを説明した。

## 五、学生の手紙

政治情勢一般も、六・一五から秋の首相訪米阻止闘争に向けて昂揚していた。その中であって、私の所属する和泉校舎では六月六日に大教室を使つての、団交がおこなわれた。

六月一日には、前述したように神田ではまたもや機動隊による日大生を追尾しての明大校舎乱入があり、事態は一層深刻化した。この間に、この一日には、和泉校舎事務、教務部の学生による封鎖、一四日には神田校舎五号館の、また一七日から一九日にかけて大学院と短大の封鎖が行なわれた。一七日の学生大会決議による全学封鎖に入つたのは二一日である。

バリケードに入つた直後である二三日に、私は、法学部の教授会の過去の姿勢についての一つの知識を得る機会を得た。月曜日の夜間部の登学者に、こういう事情で授業はできない、という大学名のビラの配布が、法学部の授業が主としてなされる一〇号館の前でおこなわれた。ところが御茶の水駅の掲示で、授業のないことを知った学生は、一〇号館まで来るものはほとんどなく、ビラ配布側は手持ちぶさたになった。通りがかりの人が、珍らしそうに手を差し出すような事態に、このビラ配布に当った一人は翌日の教授会に、法学部としては、大学立法に反対であるという

ビラを、通行人にまいた方が有効ではないかと提案した。この提案は、賛成を得て、ビラの代りに、大学立法反対の声明を貼り出すという形で修正可決された。ところが、その文案が出来た段階で、前の会には欠席していた人から、これは従来の法学部の態度とは異なるから反対である旨の意見が出て、声明貼出しの件はお流れになってしまった。理由としては、法学部教授会は前の学費問題のとき、いち早くバリケードの違法性を表明したのに、このバリストを眼の前にしてそれを非難することに一言も言及しないというのである。私は、法学部というものの性格について、ここでまた新たに知識を得たという感じをもった。

このような時期に、私は一人のノンポリと思える学生から手紙を受取った。

手紙の文は、自分はクラス討議において、「このような状況に入ることによって自分なりの大学観(問題)を明確に把握できるのではないかということから」バリストに賛成をしだ。しかし、そのあとの事態を見て、状況のひどさに暗然として、自分の無責任さを反省している。これでは、荒廃しか残らないのではないか、どのようにしたらよいか意見を教えてくれ、というものであった。私はつぎのように返信を書いた。

大学にしろよせされているさまざまな社会の矛盾、人間選別機として奉仕する大学、その選別の対象となり社会的被害者の地位におかれるマンモス大学の学生、劣悪な教育条件、それに加えての教師たちの無反省と利己主義、これらを思えばこんにちのバリストは当然あるべきこととして存在するのだ、貴君は大学の荒廃

を怖れるというが、表面的、外見的な荒廃だけを問題にしてはいけない。学生一人一人の心の中にこそ荒廃がある。それをどう克服できるかを考えよ。バリケードの中の諸君と、そのことを徹底的に討論したまえ、土岐善麿の歌に

古き日本自滅自壊しゆく姿

眼(ま)のあたりにて生けるしるしあり  
というのがある。この精神に学びなさい。

この主張は、バリスト期間中を通じて、私が、し続けてきた所である。

六月二日に全学教職員集会が行なわれたが、私は欠席した。この席で、大学は紛争解決の手段として機動隊の導入は行なわない旨の言明を、当局側は質問に答えて行なったと伝えられるが、その点は篠崎教授の証言に譲りたい。

二一日に欠席をしたのは、どうせ困ったことになったという泣きごとを並べられるだけだと思っただけで、行く気がなかったのであるが、続いて開かれた二七日の連合教授会には出席している。この席で、この種の大きな会においてはじめて発言した。

問題は和田英夫法学部長から説明されたバリストの違法性について、であった。法学部長によれば、学生にストライキ、授業辞退の権利があることは認められるが、これも長期に及ぶときは違法の疑いが出てくる。(どこから先を長期というのかは説明がなかった。)また、バリストについて言えば、第一に教職員の研究や二部学生の受講(まだ正式スト決議をしていなかった)の業務を妨げるので威力業務妨害であり、またそこに留めることは建造物侵入不退去の違法性があり、さらにバリケードを築くことによっ

て器物の損壊がなされれば器物損壊罪にあたる、などのことを挙げてバリケードの違法を主張した。これに対して、私の質問は、「バスターニュの監獄を破壊する市民たちの行為にたいして、ルイ一六世がそれを違法と判定することはどういう意味があるのか。それにも拘わらず、占拠した市民たちは新たな政権を作り、その後継者たちとわれらは友好的な国交をもっているではないか」というものであった。学部長の答弁は、「違法性については最終的には、裁判所が決定する」というものであった。

この会で、学生の代表として全共闘を認めるかどうかはかられた、学長側の案は、全共闘は話し合いの対象になるが、妥結調印の相手ではない、というものであった。さらに大学側は、あまり大きなことではないような扱いで、対策本部を設置することを報告した。大学側の文書では、対策本部が承認されたとなっているが、一人としてその段階で機動隊導入決定を含む重大権限が対策本部に移譲されたとは思っていなかった。助手共闘の諸君があとで指摘するように「全共闘は正規の学生大会で権限を移譲された正規の政権だ、これに反して対策本部は、ドサクサにまぎれて指導権を握ったクーデター政権だ」ということになるのである。

大学は対策本部の構成と権限について、ずっとあとの十一月一八日になって、はじめて文書で明らかにした。それによればその構成は

理事等役員から七人 学長、総長、理事五人  
部局長 一人 七学部学部長 短大学長 大学院長 図書館長、和泉地区委員長  
教員から一〇名 学生部長 同副部長計五人、一部、二部教務

部長、学長室付専門委員三人  
職員から一〇名 総務、企画、広報、管財各課長、一部、二部各教務課長、一部、二部学生課長、和泉、生田地区事務長の合計三十八人である。

## 六、バリケードを訪ねて

中川学長を矢面に立てる大学執行部と、法学部との関係をさるによく知ることができたのは七月に入ってからであった。七月三日の団交は、全共闘から横谷君名義でもっと早い期日に開くことが要求されていたのを、連合教授会で「意見一致」を見てからと大学側が延引してこの日になったものであった。交渉に臨んだ中川学長は、連合教授会の「確認」のラインをよく守った、交渉は冒頭から、全共闘を公認するか否かで、「交渉の相手ではあるが調印の相手ではない」と繰返す学長と、それを不満とする全共闘代表との間で空転し続けた、ほとんどその一事で時間が費やされ、学長へのドクターストップがかって、その日の交渉は打ち切られた。交渉に残った学部長たちについて、学生代表は次の交渉および寮闘委との交渉日を宣言してその日は終ったと記憶する。

七月九日頃から事態はきびしくなった。新寮闘争委は、交渉を実行することを迫って大学本部が仮に移っていた小川町停留所附近の天下堂ビルに押しかけた。事務職員二名が、交渉実現のために入質になったと伝えられた。あとで種々の報告から私なりに判断した所では、人質というのは誤りで、行動の自由はあったらしい

が、しかし二名の事務職員が長時間学生諸君とともにいたことは事実であったようである。大学側は、この「人質」の「釈放」のために学生側の要求を呑んで、一〇日に新寮閣委との団交に入った。この日法学部は教授会を開催し、大学が新設する大学改革準備委員会へ法学部から送る委員の人選などを議題にした。人選は難航し、その委員会の性格がはっきりしないなどの理由で容易に結論は得なかった。途中、学部長は、学長が病気で学生との団交に応じえない、という理由のため、交渉で学長代行をつとめるために退席した。どこの大学でもそうであるように、学部の出来た順序により、その第一番目の学部である法学部の長が、学長代行をつとめるわけである。

寮との団交は、一〇日夜から一日朝にかけて、徹夜で行なわれたが、さしたる結論は得られず終ったようであった。この団交に私は立会わなかったので詳細を知らない。この徹夜団交で学部長が疲労し、一日に予定されていた全共闘の団交には、大学側はいよいよ持ち駒がないという事態になった。

この日の団交は、結局、今村経営学部長が学長代理として出席したが、社会改革の方法について、学生代表との間に大論争になり、つかまえておかない学長に比べてはつきり意見をいう経営学部長は学生代表の好餌となった感じであった。傍聴していた私は、途中で隣席にいた意見のよく合う工学部の教授に誘われ、「こんな、バッティング練習みたいな交渉を聞いていてもしょうがない」といって席を外し、茶を飲みに行ったということもあった程である。

この交渉の席上、学校側代表の一人である松田学生部長は、一

つの断片的な発言をして、満場を騒然とさせた。

学生部の廃止問題について、部長が「自分個人としては廃止すべきものと思っている」「そしてそのことについては、大学改革準備委員会というものが出来、そこで学生部の廃止について具体化していくことになっている」と述べたのである。大学改革準備委員会の存在について、知らされていなかった学生諸君が、この新しい情報によって色めき立ったことは当然としても、傍聴していた法学部の教授たちの間に穏かならぬことこの言明は受取られるという附録がついた。法学部では、まだ大学改革準備委員会に代表すら送っていないのである。代表を選ぶ前から、一つの大きな事項についての結論が言明されることは不思議である。ここにも大学上層部における歩調の乱れが看取された。

さて、話は少しもどるが、私は七月一日、教員にとっては禁断の地域であるバリケードの中に入った。バリケード自体は大学が、例の基本線によって容認していないところであって、したがって大学が方針としてきめた団交以外に、教職員がその中の学生の行事に参加することは、大学側として好ましくない、ということをはかなり強く教授会で釘をさされていたものであった。この決定に反して入る人は、それなりの覚悟が必要であろう、といわれている。教員がバリケードに入ることは、禁止行為であったのである。

六月三〇日夜、私は、全共闘の横谷君から電話を受けた。内容は、七月一日に全共闘で、講演と討論の集会をするから、先生も参加してほしい。先生には、先生が前に法学会誌で表明された大学の自治についてのお話をしてほしい、というものであった。

この電話を受けたとき、私は、決心するときに来た、という感

をもった。自分が表明した意見には忠実でなければならぬ。忠実であるということは、単に述べるということではなく、その実現に向って行動することを含む。自分は当然この招聘に応じなければいけないが、しかしまたこれは自分の一身の運命を左右する行為であるので、容易に判断がつかなかった。私は、七月一日に予定されていた大学としてのデモに参加することを答えた。

七月一日当日は、大学の請願デモがあり、いわゆる民青系学生を含めて、約八百人が大学立法に反対するデモ行進をした、私はそれに参加し、さらに夜に入って総評、社共両党の同趣旨のデモに参加した。渋谷でデモが解散したのは午後一〇時すぎであった。そのあとで私は神田のバリケードに向った。二つのデモに参加したのは、決心をする時間を欲しかったのである。午後から徹夜で、ということを知っていた。入る以上演壇に上って挨拶することもとよりいとわぬ覚悟であった。しかし行事はすでに演奏等の部分に入っていたので、私にその機会はなかった。私は、会場である記念館から、集会者の一部である法学部の学生諸君にともなわれて、一一号館のバリケードに移りその一室で約二〇人近くの学生諸君と討論した。

私はそこで「私に選択は二つに一つしかない。誤れる大学自治の旧概念を掲げる学長以下大学側の態度を容認して沈黙するか、それとも自己の主張を実現するために、諸君の側に立って闘うかである。私は自己に忠実であるために後者を選ぶ、と、もし挨拶させられたら言うつもりだった」と発言した。この日バリケードに入ったことは、その後の私の行動を規定していったと考える。

## 七、現代への考察

近代は契約の尊重から出発し、客観的真理を探究する学問の自由、万人に平等な投票による意志表示の機会を与える比例代表制的議會民主主義等を柱として、形成されている。資本主義の発展と、物質文明の進行は、出発点において「平等」で「公正」だったものに歪みをもたらし、全社会的機構を包接する巨大機械を生み出し、これを支配権を握ったブルジョアジーの利用に供した。この段階において近代を形成してきた種々の基礎概念は根底から改変を要求される。民主主義は、まさにブルジョアジーが駆使するマスメディアによって毒されること最も薄いものの順にウエイトをつけられた比重によって人の発言権を保証しなければならぬ。学問の自由は、資本に奉仕しそれに重用される部分と、人民に奉仕する部分とについて平等に保証されてはならず、前者の自由はしばしば人民の闘争によって妨害され、停滞を余儀なくされてこそはじめて「学問の自由」のある健全な社会といふべきである。

大学が、帝国主義的に膨張を続ける産業界のための人間分類器となりさがり、学生はよりエリートに近い途へのチケットを得るために教授の言葉に汲々として追従して、「優」の生産に全努力を傾け、自然に批判抵抗の能力を失ってゆく状況下において、それにはたいする最大の調整方法は、しばしば支配との連脈を絶ち、批判力ある学生を中心としてすべてのものごとを考え直すことで

なければならぬ。一九六九年の多くの大学におけるバリケードストライキは、この意味において、むしろ大学をその本来の機能にかえすための、歴史的必然性ある行動であり状態であるといえる。大学の、資本支配への密着が続くかぎり、バリケードストライキは、一定の周期をおいて再び起まなければならないであろう。次回からは「大学運営に関する臨時措置法」とその精神による機動隊導入によって、直ちに封鎖は解除されるであろうと放言することは人の自由である。ただ、そのことを繰返すことはすなわち人類の滅亡への途であるということを指摘するだけである。「農業」によって「病虫害」を駆除して自然の生物循環を絶ったことによって、人類の命脈はもうすぐそこまで来ているという予言があちこちにあらわれはじめたことは、われわれは最近の知識としてもっていることではないか。

七月一日にバリケードに入ってから以後の私の行動は、他の教職員たちとまったく異なるものになり、日課のごとくバリケードの中を訪れては「占拠者」たちと会うことに、もはや何の躊躇も感じなくなっていた。七月一三日にはバリケード内の法学部自主ゼミナールにおいて話をした。

法学部教授会において、そのつぎに中心議題となったのは、七月二日から予定されていた九月卒業可能者の卒業試験の実施の件であった。

法学部は、四年間で単位を修得できない学生を大量に留年させることで有名である。夜間部については毎年第四年目を終えたもののうち、以上が留年するし、昼間部についてもそれに近い程度の留年者がいた。留年者のうち、卒業不足単位が三六単位以内のものについて、法学部ではとくに九月卒業制度を設けていた。これら

の学生にたいしては、七月頃特別な試験を行ない、合格したものを卒業させていた。この年も該当者が多数いたのであり、それらの諸君は、例年通り九月卒のための措置が取られるものと、少くとも四月段階では思っていたはずである。

この九月卒のための試験を例年通り実施するかどうか問題になり、はしなくも学生のストライキ権についての論議が、かなりつっこんでなされることになった。

明治大学は、封鎖された三校舎のほかに、八幡山のグラウンド、附属明治高校（千代田区猿楽町所在）、附属中野高校（中野区東中野所在）などの附属施設があり、それらは封鎖の対象ではなかった。試験をすることは可能であった。これを留年者への約束を守って実施すべきか、あるいはストライキ中であることを理由に延期すべきか、このことについて法学部教授会は、論議が沸騰した。ストライキ権は存在する、と学部長が公の機関で言明してしまった以上、それが否定されることはまず考えられない。そうすると権利であるストライキを有効な決議によって実行中の学生諸君にたいして、試験をする、ということはどういうことなのか。

一人の法律の教師がいった「ストライキ権はあるが拘束力はないものと考えるべきである。したがって、学校側は試験をするとは差支えなく、あとは学生各自が受験するなり、拒否するなり自由に選択すればよい。」

拘束力がない「権」というものはどういう意味なのか、ととまどっていた私にとって、別の語学の教師が発言した説明は、前のものに比べては、より説得力があると思えた。その人によれば、

「学生のスト権は、法律で認められたものでもなく、したがって規定の曖昧さがある。しかし、学生が、自治会の規約に法って、正式にストライキを決議した以上は、それを尊重して授業や試験は行なわないというのが従来の建て前であろう。しかし今回の場合は、その尊重すべきこと、と、前々から、九月に卒業をさせてやる、という約束が存在する人たちにたいして、それを守ってやることとの緊急度を比べた場合、後者の方がより大きい。」  
というのである。

どちらの意見も、私の考えには合わないものであった。私は心の中で、「学校側が尊重すべきストライキの眼を盗んで、少数のものを卒業させてやるという恩恵を与えるのは、野球の盗塁のようなものである。しかしそれをスト中の学生が見付け、阻止行動に出た場合には、阻止行動こそが正当なのであって、試験を強行することはできない。」というように考えた。（私はこの意味で、試験を実施することに賛成した。）

問題は、卒業試験をする場所であった。八幡山の施設、あるいは中野高校も考えられるにもかかわらず、大学本部の意向は、パリ封鎖中の神田校舎と地続きになる猿樂町の明治高校を使えということであった。法学部教授会においては、他の校舎を使わず、最も学生を刺激する可能性がある明高を使わせる本部の意向にたいする強い不満の声が出た。しかし、結局他の場所の使用は認められず明高での試験の強行が試みられることになったのである。大学の意向は、法学部を止めるから学生にぶつけて、局面の打開をはかる、あわよくば法学部独自の判断で、行き過ぎをさせて、自分は悪者にならずに全共闘に打撃を加える、という方針である。私は解釈した。

しかし、法学部はこの大学執行部の期待には添わなかった。学生の妨害が少しでもある場合には、試験は直ちに中止する、ということが教授会では確認され、実行された。

試験は中止され、「試験を行なおうとした教授会の責任追求」のための教授会メンバー全員と、法学部学生たちとの団交が七月二日と三〇日の両日に行なわれた。三〇日の団交では、つぎの確約書が調印され、深夜一時近くに終了したと記憶する。団交は、きわめて激しいもので交渉が行なわれている一〇号館のすぐ裏側にある公務員寮の人たちが、その窓から声をそろえてシュプレヒコール的に、「うるさい、静かにしてくれ」という趣旨の発声をするほどであった。私は、自分の独自の考え方を表明しつつある段階であったので、交渉には参加しないで別室で終了を待つことにした。二一日はそのようなわけで自由の身であった私がおそい昼食をとったときテレビは月着陸を放映していた。（日時の特定の意味で記す）

#### 記（三〇日の確約書）

一、法学部教授会は、大学立法に対する見解と今後の方針を、文書において、二部法学部闘争委員会に八月六日までに提示します。

二、今後、法学部教授会は、一、二法学部闘争委員会の要請に応じて、かならず団交に応じることと確約します。

ただし日時についての詳細は一、二部法学部闘争委員会と予備交渉をもちます。

三、法学部教授会は、今回の団交で問題になった「真理の探究」の内容について各人の立場に立って、もう一度とらえかえすこ

ことを確約します。

一項と三項について、法学部教授は、各人の主体性において発表します。

法学部長 和田 英夫

七月三〇日

一、二部法学部闘争委員会 御中

以上

なお、念のためにつけ加えておくが、法学部長ないし法学部教授会は、その後「あの確約書は脅迫的状況下で強制されたもので無効である」旨の表明はいいさしていない。しかも、ずっと後になって、この確約書にもとずいてなされた法学部闘争委員会の団交申し入れを拒否しているのである。

## 八、「私の考えと訴え」

教授会では、評点成績や教育のスケジュール等が議せられるほか、学内全般の問題がいちおう話題になる。したがって原理的には、学長等大学当局側を代表するものの団交における発言内容に意見があれば、そのことを教授会の議題にするように要求して自分の意見を述べることができる。しかし現実にはそれは程遠い状態であった。議事は執行部の性格と判断により、その方向に、議事手続きの不馴れもあって、際限なく流れてゆき、一般参加者であるものとして、自分の意見をそこに反映させることは、事実上は不可能のことであった。

大学当局と学生諸君との団交が進むにつれて、大学当局の考え方は、自分のそれとは甚だしく食い違っており、教授会を構成し、当局によって代弁されていることになる私は、このまま自分の意見を言わないで過ぐすとすれば、それは極めて無責任なことであると思うようになってきた。私は以前、六月中旬の段階において、自分と同室の教員に、自分の意見を書いたものの草案を示したことがあり、それを適当に補足して一つのまとまったものにして発表すべきである、ということを決意し、思い通りにした。

バリケードに出入りし、学生諸君にたいする連帯の気持が強まるにつれて、その決心は固まった。私が声明を出すという噂を伝え聞いた同僚の教授は、「そういうことはなさらないように」と懇切な忠告を寄せてきた。私が自分の声明、「私の考えと訴え」を完成し、印刷して人に配ったのは七月二十四日である。最初に入に渡したのは、教授会における配布という形であった。

声明文は全文で約七〇〇〇字から成り、前半と後半の部分に分けた。前半には、学生諸君が提起した六項目要求を中心にし、それにたいしてこれまで述べられた大学側の見解を批判して私見をできるだけはっきりとした形で表明したものであった。項目のうちでは、大学の自治の内容について、と、教授会による処分権についての部分にとくに行数を割いた。また、六項目のそれぞれ一項目をなす農学部問題と学生健保の問題には、詳細に知らないために触れなかったがわりに、六項目にはなかったが当面の論争点になっている「全共闘の承認について」の項目を設けて、主張を述べた。

「……そこで問題は『闘うものが代表権者たりうる』という命

題をいかに評価するか、ということになります。たとえば毎年総評は、春闘、秋闘をおこない、自民党政府の経済政策に僅かながら手をおしをさせておきます。わたくしは、これは平均的民主主義の打出す方向よりも、『闘うもの』の意向が重要視されなければならぬという原則の（極めて微弱な）現れの一例であると考えます。そうして、そのことは現代社会におけるよき補正であるとも考えます。今日の社会は、マス・メディアによって支配権力が、意識的抵抗分子以外の大衆の脳裏に浸透をおこない、それを体制に順応させて置いてから『民主的投票』によって答を出そうとする社会であるからであります。」

前半部のうち、教授会による学生への処分権の問題と、寮、学館問題については、とくに前に述べたような意味での教授会構成員と、学生との価値観の相異について強調した。相異なる価値観の一方の側のものが他の側のもを自己の価値観を適用して処分することが当を得ていないこと勿論である。寮、学館の場合でも、どうすればよいかの評価は異なるのだから、使用者である学生の自治にまかせればよい。

声明の後半部は、この時点における私の最もいいたい主張であって、表題は「機動隊大学への途を歩んではならない」とつけた。「大学の前途を考えますと、それはきわめて多難であると思われまふ。全共闘の諸君によるバリケード封鎖は、八月の国会会期終了や、一〇月の一般学生の再登校の時期を迎えても解除されない可能性が大きいと見られます。」

「このような経過をたどった場合に行きつく大学の姿としては、東京教育大や日大の型の、宣誓者だけの入構許可による授業再開

の形か、あるいは東大型の、常時の追及集会、授業阻止、再封鎖、機動隊再導入の繰り返しになる形か、であることをこれまでの諸大学の事例は示しています。いずれの形であるにせよそれは『機動隊大学』と呼ばれる姿であることには変わりありません。

大学がこのようなコースをたどることを教職員は極力避けるように努力しなければなりません。そうしてその手段は皆無ではないと考えるのであります。」

「わたくしども教職員はもっとバリケードの中に入り、バリケードの中の諸君と直接接をまじえて話し合い、かれらが何を考えているかを知り努力をし、同時にかれらに身近かな人間としてのわたくしどもの考えを率直に語りかけることをすべきである、と考えます。この場合、個人的な意見が大学の公式見解と異なる場合には、それもあえて披瀝して、裸になってかれらと話し合うべきであります。そのようにして、かれらとの一致点、相違点が明確になるまで、いくらでも時間をかけ、幾晩でも徹夜する覚悟で話し合う姿勢が必要であります。」

「このような討論会をいくつも積み重ねることによって見出された一致点、不一致点をそれぞれに持ちかえり、教授会側でも従来の立場に拘泥せず、その採りうるものを採って整理し、学生諸君の側にも同様のことを求めてゆくべきであります。そうしてその中から新しい方向が見出されるかどうかを模索することです。」

「もとよりこのような手段により解決を見出そうとすることは、関係者全体に大きな精神的、肉体的苦痛を強い、またこれまでの団交に対処してきた大学当局の立場をなくし、ひいては大学内に

無政府的混亂をもたらす恐れなしとしないものであります。」

「問題はどのような危険をおかしてこの方法をとるか、あるいは『機動隊大学』になるか、の比較評価であります。わたくしには、この二者の一つを選ぶ以外にないように見えるのであり、その場合わたくしの意見は、ここに述べた方法を探るほうがベターだというのであります。」

教職員の中には、封鎖になれば、夏休みが繰り上ったつもりで早々と引きこもってしまうものもある。あるいはゴルフに精出すものも居よう、それほどでなくても、法学部をおもてに立て、全共闘と衝突させようとした学長近辺の例に代表的にあらわれているように、出来るだけ自分は火の粉をかぶらないで、他人の犠牲で事態收拾をはかろうという気持が、全般的に強かったことは否定しえぬ事実である。このことが私には腹立たしくて仕方がなかった。教育とは命がけの仕事である。大河内学長が、痛々しげに酸素吸入をかかえて団交に臨み、少し時間がたてば、「これ以上は生命にかかわる」といって逃げるように引揚げてゆく図は、滑稽である。東大学長とは、まさに生命にかかわることをする地位なのであり、「これ以上は生命にかかわる」段階から、いよいよ学長としての業務がはじまるはずなのである。教員にもそれと同じことがいえると思っている私は、バリケードの中に入れば取って食われでもするかのように同僚たちには、限りない蔑みの念と反撥を禁じえなかったのである。

私はこの声明を教授会で配布したほかに、明大内で知人関係にある人たちにできるだけ送付した。法学部一、二部の学生諸君にも渡した。二部法学部闘争委員会、私の文を全文立看板に作っ

て一、二号館前に展示した。明治大学新聞九月一日号は、「明大にも造反教師」というような扱いでこのことを報じた。

私の、この声明に対する反応は、意外に少なかった。とくに、真剣に提案している後半部にたいしては、まったくこれを無視された。といえる状態であった。自ら提起したことに人が賛意を表してくれない。しかも自分は自分の提案に対する信念をもってゐる。このような場合、信念の度合いを自らの行動で示さなければならぬ。のちに私が採った行動は、そのような次第からだったのである。

## 九、藤堂声明への参加

大学運営臨時措置法は八月三日参議院で「強行成立」した。法学部教授会で、語学の教師から出された「あれは議事録には採決がなされたようになっていないから無効なのではないか」というナイーブな質問にたいしては、憲法の教授から、「国会の議事録の修正の権限は議長にある」旨の懇切な説明があった。ともかくもあんなに反対していた「大学立法」は、ついに法律として出来上ってしまったものとして、教授会も、学生もあとの事態に対処しなければならなくなったのである。

「確約書」にもとづいて「大学立法に対する見解と今後の方針を提示する」ことを早速にしなければならない法学部では、八月四日に教授会が開かれた。教授会声明を出すためである。

私はこの日の数日前に、東大文学部藤堂教授らから呼びかけら

れた声明に参加することを返答していた。声明内容は簡単なもので大学立法が成立しても、それを具体化する一切の業務にはつかない、ということ云々切っただけのものではあったが、その表現方法は強烈なものであった。

さて、法が成立したら、やはりそれに従って紛争の届け出をすべし、と主張する法学者を含む法学部教授会の、だれもが納得する声明というのは、当然のことながらあいまいな趣旨のものにならざるを得ない。

出来上ったものは、

「われわれ法学部教授会は……（中略）……強く反対の意志を表明して来た。しかるに、さる八月三日夜の参議院本会議において、法規先例を無視し、審議皆無のまま異常かつ極度に不当な方法で採決が強行された。このことに對して、われわれは深い憤りを禁じえないのみならず、紛争の解決と銘うったものであるだけに、その法律としての実質的な權威に疑念をいだかざるをえない。われわれは今後とも大学自らの自主的な改革を推し進め、批判と自由の府にふさわしい大学の創造に向って主体的な努力を傾けるほかに眞の解決の道がないことを確信するものである」

のちに私のところに知人が送ってきた法政大学社会学部教授会の声明が、

「……右の如きルール無視の暴挙を含む法律が國民を拘束する權威をもたないことについては、およそ良識ある國民は誰れしも疑わないところであろう。われわれもまたこの法律が、われわれを拘束する權威をもたないことについては疑問の余地がないとの見解をとるものであり、したがってこの法律に従わないことは、

『惡法も法なり』という原理とは全く異なる次元の問題であって、法治國の原則になんら違反するものではないと考える」

と云い切っているのに比べても、この明大法学部の声明は、弱いものである。さて、この声明を法学部教授会全員一致のものとして発表させてよいものかどうか。藤堂声明は数日前にすでに署名者の名とともに印刷され、公表されている。この法学部声明には、反対し、別個に表明を行なうのでなければ「各人の自體性において発表」することにならないのではないか。

そう感じた私は、会議の中で抵抗を試みた。しかし、多数に上って「この声明は、解釈のしよういかなんでは、おっしゃる趣旨も含むでしょう」などといくゝめられて、声明は法学部教授会名で出されてしまった。

声明は翌日、法学部事務長の手によってバリケードの中へ届けられた。

この声明から二日のちに、中川学長は、この声明をなぞったような抗議声明を発した。やはり法学部は、学長にとってなくてはならぬブレインの役を演じたのである。

## 一〇、反撥する教師たち

七月十一日の団交を最後に、学生諸君との対応をまったく断ち、事態への完全な無対応に終始している大学当局にたいして、不満の意向をもつ教師は、明大の中に私ひとりではなかった。助手の諸君の対応は、中村幸安証人の証言で明らかにされているが、そ

れ以外にも、バリケード内で開かれる講演会、討論会に加わり、発言する教師たちがぼつぼつ出ていた。和泉校舎関係で自然科学を担当する一般教養の教師の中には、比較的意を通じやすい人たちがいたので、その人達と相談して、不満分子たちの集りをするようにした。当時大学立法に反対する大学教師たちの集りである「大学立法反対関東地区大学教員連絡会」(関教連)の集会やデモがしばしば持たれ、それに参加した顔ぶれは、自然に同志という関係になった。さらに九月に入って助手の諸君(中村証人の証言のように助手共闘を結成していた)が、全学的討論集会を企画し、八人の教授、助教授に参加を呼びかけたが、その対象となつた人たちにも、この批判グループの集まりに参加を呼びかけた。課題というものとしてはとくになく、たがいに情報を交換し、大学当局のやり方をいろいろの角度からあげつらい、放談しあうというようなものであった。私の出した声明も当然課題になつたがある会の翌日になって一人の教授はわざわざ電話をかけて来て「あなたのいっていることはまったく正しい。常識的ですからあるこんな意見はもっと広げて、大学の正規の機関で早く審議させるようにしたらよい」と意見を述べた。

九月もなかばをすぎると、大学の内外はようやくあわただしくなつた。「卒業生を送り出して、つぎの入学生の入学金をとる」ことを至上命令とする私学における「タイム・リミット」が迫ってきた。加えて佐藤訪米の一〇、十一月の大闘争を目前にして、学生諸君の街頭行動もいよいよ激しさを加えていた。日大はとうの昔にいわゆるアウシュビッツ体制にあり、八月一七日の大学措置法施行の日を期して中央大学もロックアウトをやつてのけたの

で、明大の各建物は神田地区における唯一の拠点という様相を呈しつつあった。

「そろそろやるな」何となくそういう感じがはじめた九月下旬、神田地区では、学生諸君による種々の形での討論集会が行なわれ、そのあるものには教員である私たちも参加した。

大学が、大学の「意志決定」に大義名分をもたせる手はじめとして採った企画は、九月二四日の全学教職員集会であった。まず教職員の大多数の支持をとりつけた上で、つぎの強行的な手段に出ようという魂胆は目に見えていた。

私たち、反撥する教師の仲間としても、これを放置するわけにはいかなかった。大学当局の発表はこれまでも、反動的な意見があつたり、十分な確認がなされていなかったのに「学生のバリストの違法性が確認されました」「対策本部を置くことが了承されました」という類の云い方でなされている。これでは、うっかり教職員集会に参加すると、参加しただけで「賛成者」ということにされてしまう。これはとうてい我慢がきぬことであるので、どうすべきか、ということ協議した。

二三日、教職員集会の前日集つたのは、反撥派の一人である某氏宅であつた。賛成という扱いにされないための方法として名刺に「この決定に反対です」と書いて演壇においてくることにした。

## 一一、タクシーで立看板を見る

全学教職員集会は、鳥の羽音に驚く富士川の平家のような形で、

「粉碎」されてしまった。当日、私は午前一〇時に、会場である八幡山グラウンドに行った。集会の定刻は午後一時であったので、これは当然早すぎる出向きである。早く行くことによって大学側の手のうちを少しでも見ておこうと思った。当日は快晴であった。前日の豪雨で、グラウンドは相当にぬかっていたが、集会をするところがまったく不可能とも思われなかった。しかるに、現地に着いて程なく、私が知らされたのは、「集会は中止になりました」ということであった。

大学側の発表では、「グラウンドの状態がきわめて悪かったことのほかにこの集会に反対する学生たちの動きが活発となり教職員の安全を保障する見込みが立たなくなったため」ということであったが、重点は後者にあったことは明らかであった。「ヘルメット数約どれだけ、中には石を捨てる学生もいた」とあとの学部長の報告である。

教職員集会は中止され、学長の伝達しようとした見解は印刷物として配られたが、それだけでは不十分なので、各学部別に緊急に教授会が開かれることになった。学長の通達にも「今後この種の集会が平穩に開かれる可能性は極めて少ない」といっているほどであるから、こういうことになったのは当然考えられるところである。教授会は二六日午後、中野高校において、と通達された。ところが、当日になり、またまたこの教授会が突然中止になった。理由は、神田地区に「法教授会粉碎」の立看が出たからだということであった。このことに関連して、あとで知った事実が、私をして大学当局はもとより学部長近辺にはひとかけらの期待もかけ得ないという気持を決定的に固めさせたものであった。

学部長らは、立看板が出されたか否かを確かめるために、二百メートルと離れていない小川町校舎から、わざわざタクシーをひろって一〇号館をはじめとする神田校舎を一周したというのである。前にも何回かにわたって、「今日は全共闘が気が立っていて人質になるといけなから、神田、和泉のどちらの校舎にも近づかないように」という有難いお達しを通告され、その都度憤慨していたのであったが、今度の件は責任者の行動であるだけに輪をかけてひどいものである。自分で入学試験をし、教育機関内において教育してきたその対象と、話し合うどころか、徒歩でその建物の状況を見に行くことも出来ず、堅い鉄箱の中に入って、ガラス越しにその立看をかいま見て対策を講じようというのである。このような小心翼翼たるものに、教育事業があずけられている、ということは実に不幸なことである。何はともあれ、この連中に何かを期待することはもうできない。私の気持は次第にそのように固まっていた。

## 一二、居をバリケードに移して

九月三〇日、日大全共闘とそれを支援する全都的学生の集団は、当時よくなされたように、明大学生会館と一〇号館の間の広場に結集し、街頭デモをすることになっていた。警察はこれに先制し機動隊七〇〇名をもって明大の各建物を「捜査」した。私は、連日のようにバリケードを訪れていたし、各室の状況なども見て知っていた。三〇日午前の捜査の直後に入って見て、機動隊諸士

の戦闘精神の旺盛さには感嘆したものである。ほとんど、どの部屋にも会議、事務、宿泊すべてにたえないように水びたしに、催涙性の液をまき、さらにベンキ等をぶちまけ、まち散らしてあった。全共闘が封鎖以来そのままにしていた室においても学校財産である図書が床いっぱいにまき散らされていたような状況さえあった。捜査に立合った大学当局者は、このとき大学内が荒涼たる状態であったことを慨嘆する表明を行なっているが、荒涼たる状態にした大部分の下手人は機動隊諸士である。

警視庁は、この捜査に追い討ちするように、「都内のほとんどの大学は警察に協力してくれているのに、明大だけが何の手もうっていない」とPRをはじめた、大学あての下稲葉警視庁警備部長、山本公安部長からの強硬な申し入れがなされたのもこの日である。

ついでながら述べておくが、この三〇日の大捜査に、一〇号館は対象になっていない。本裁判で警察証人が証言している、「一〇・九に明大へ行ったのは、九・三〇の捜査のため」というのは、このことからいってもまったく辻つまが合わない。

私は二八日に学部長から、前記二四日から二六日までの経過を聞かされる席に臨んで以来、いよいよ来るべきものが近づいたと思うようになった。二八日は、法学部の教養関係者だけの、外遊者の帰国などを迎えるコンパが開かれたのであったが、教授会さえもでなくなった学部としては、こういう席を使うしかなく、学部長みずから乗りこんできて續々前記のような報告を行なったのである。

そのように思っていた上で三〇日の状況を見たので、これは、

どういう順序になるかは別として、機動隊によるバリケード解除の強行手段が取られるのは、もはや時間の問題であると確信するようになった。その月の二一日、京都大学においては、機動隊導入に抗議して教官一〇人が坐り込み、逮捕されたという事態があった。私自身も、これで行く以外にないと思い、その準備に入った。

私が、この行動をとるに至った動機は、いま整理してみると、つぎの諸点であるということができる。

一 全共闘の諸君に連帯を表明してきたものとして、全共闘の諸君が排除され、かなりの部分の諸君が逮捕されるであろう事態に、自分が何らの苦痛も受けず、共同行動にも出ず、このまま「正常化」の路線にのめりこんでゆくことは、とうていできないという気持だったこと。

二 私が声明で表明した「機動隊大学への途をとってはならない」にたいして、一顧すら与えられなかったことにたいする抗議  
三 学生の立看をタクシーで見ると「教育者」たちのすすめる方針に、無抵抗で協力する気持には、どうしてもなれなかったこと。

私は、坐り込むのは自分の研究室で行なうべきだと考え、一〇月一日それまで主として神田のバリケードを訪うことが多く、あまり入っていなかった和泉校舎のバリケードに行き、自分の研究室に入ることにについて、学生諸君の了解を求め、他に用のない限りそこに居住するようにした。帰宅することもあったが、多少でも機動隊が入る可能性が考えられる日には、バリケードに泊り込んだ。

一〇月四日の、大学が開こうとして全共闘の諸君に粉碎された全学集会の前後三日間はバリケードに泊った。四日の集会の時間はとくに帰宅して、逮捕に備えて身辺の整理をした。五日の日曜日は、明大の全教職員が招待される明治座の観劇に行った。何らかの情報が得られるかと思っただけである。この観劇会に、学校側の要人たちの姿は誰一人として見られなかった。最終的に、機動隊導入の決定がなされたのはこの日であったと推測したが、それが間違っていないことが後に知った。

### 二三、教授会は了承していない

助手共闘の諸君らの呼びかけた全学的討論集会は、九月一日同日二日、同日三日の三回にわたって開かれ、私は二日のものだけに参加した。このころ、一部（昼間部）の諸君を中心とする部分と、一部（夜間部）の諸君を中心とする部分、この法廷に出席した証人（例えば、横谷君と炭谷君に代表されるそれぞれの部分）が、別個に討論集会を開くなどのこともあって、つねに一部二部が合同で全学的討論をするというような状態ではなかった。二部の諸君を中心とする部分は、九月二九日と一〇月三日に日時を指定して大学改革準備委員会あてに団交を要求している。両度とも拒否に会い、それぞれ集会に切替えられたが、三日の場合は、一部の諸君も合流して、記念館での大きな集会になった。さらに一〇月六日も一、二部合同で、全学討論集会が開かれた。六日の日に私は、緊急教授会が七日に開かれること、各学部とも、六、七、八のうちに緊急教授会を開くことを

知った。この種の情報は、和泉校舎関係者がバリスト期間中たまりにしていた明大前のホテルの一室に顔を出して知るのである。私はこの情報から、確定的に九日に機動隊導入があることを知った。一〇月一〇日は、新左翼系の大きなデモがあることになっている。警察の要請は、それ以前に拠点をつぶすことにあるに違いない。導入を容認させるために、その前に学部別の教授会を開くことにしたことは間違いない。

私は、六日午後の全学討論集会の会場である記念館に顔を出し、学生幹部の一、二人を呼んで事態を告げた。さらに和泉のバリケードの諸君にも告げ、その日は帰宅した。なおこの時点で、法学部教授会の場所はまだ知らされてなかった。

一〇月七日午前一〇時から、法学部教授会は大久保の三福会館で開かれた。

法学部長は、冒頭に、以下の事項は、建物管理の責任者として理事長その他がその責任において行なうものであって、教育の任にあたるわれわれ教授会は大いに関係があることであるけれどもできれば理解して欲しいという意味で説明するのであって、この件を承認してもらいたいというためにはかるのではない、と前向きにした。決定はすでになされているわけである。このことは強く注意しておく必要がある。学長はたとえば一月八日の全学教職員集会では破廉恥にも、ロックアウトは個別的に教授会にはかり賛成を得たと述べているがこれはまったくの嘘である。しかしてこのことは、あれほどまでに何回も反対を表明し、デモもし、文相への申し入れもしてきた大学運営臨時措置法の一つの重要な柱である、「非常時における権限の少数責任者への集中、独裁化」

を地で行ったものであり、「文相への届け出はしない」と表面上の反対実践を呼号しながら、最も本質的なところで大学立法を効果あらしめたという点で、最大の自己矛盾的行為である。私は、自分が坐り込んで不退去罪に問われた場合は、このことで正面から争うことができる、とそのときに考えた。

学長スタッフにたいして与党化してない法学部教授会は、さすがに学部長から説明された機動隊によるロックアウトの実行案にたいして、猛烈な反撥を示した。不思議は採決を求める声が出なかったことである。私は採決がなされたら、多分承認ないし反対の票が多かったであろうと想像している。私自身は、結論の如何にかかわらず坐り込む決意であったので、採決を求めるのはおかしいと思っしなかった。

冒頭の追求はまず一〇月四日の全学集会の顚末についてであった。「あれは、学校側の目的としては、どう運ぶつもりだったのか。」「全共闘に粉砕させて機動隊導入の大義名分を作るのがはじめからのねらいではなかったのか」と発言があり、さらに、学校側の次第予定は、学長挨拶、学生部長報告、教務部長報告の順であったという説明にたいしては「そんな卒業式みたいなことをやって学生が納得すると思うのか」という意見が出された。

さらに一部の教授からは、これだけの長日月、なすところなく放置したことの責任が問われ、また人道主義的な立場から、学生一般への根まわしが足りない、と発言する人もおり、加えて体育の教師からは、「体育会がいま大会をやっている、ロックアウトには反対するもようだから、自分も賛成できない」という意見までとびだし、学部長の提案への積極的賛成はほとんどないままに

会議の時間は経過した。執行部に近い一人からは、「反対しても理事会の方でやるというのだから、どうするか、たとえば京都大学の農学部のようにやるかを考えるか」と冗談とも本気ともとれる発言があった。会が、正規のものとしては閉じられ、そのあと有志としてほとんどすべての人が残ってさらに討論を続け、それが終わったのは夕刻六時に近かった。しかし結果的には、前述のように採決があったわけではなく、説明にたいして各人が言いたいことをいいあっただけのことに終わった。

はげしい論議があったにもかかわらず、結果的には教授会声明ひとつ出るわけではなく、具体的成果は何ひとつ得られなかった事態の上になつて、私の決心は、いよいよこれしかない、というように固まった。少数の同志的教師にはそのことを伝え、その態勢をとった。

他学部の教授会がどうであったかは詳細には知らない。経営学部の教授会が承認をしていないことは篠崎教授が証言するであろう。別のある学部は、説明に入る前にいきなり教職員懇談会に切りかえて、「教授会の権限がない」ことをいっそうあきらかにした。また別の学部においては正規の教授会は召集されておらず、各バートの代表者のみの集まりで説明がなされた。生田の二学部においては、一層の紛糾があったことは想像に難くない。中村幸安証言のように、ここでは機動隊導入の最大の理由の一つである「附近住民への迷惑」に相当する事態は、全くといっていいほど存在しなかったからである。

#### 一四、ロックアウトへの抵抗

藤田美紀君ら七名が被告にされている明大闘争事件についての私の証言は以上の通りである。そのあとの経過について簡単に触れておこう。私は、八日午後から和泉バリエード内に入り、機動隊がくるまでそこを出ることはなかった。和泉では学生諸君による抗戦の計画はなく、その日まで居住をともにしていた諸君も、夜半には別れをつけ次々に立ち去っていった。夜一二時頃、かねてから同志的に種々相談していた政経学部K、商学部Tの両教授が来訪して、種々心配をしている旨を話して行った。夜おそく、法学部同僚である二人の助教授に電話して、翌朝教職員は全員動員されていることを知り、機動隊導入の確定的予想を得た。

九日午前六時、にわかに校舎前の道路がざわめき出した、と思うまもなく、バリケードを積んだ正門を破って大部隊が入ってくる気配を感じた。あとで聞いた所では、このとき学校側を代表して商学部藤井教授が退去命令を説き上げたということであるが、それは私には聞こえなかった。しかし、高井戸署長名義の警告は、巨大なスピーカーを通じて手にとるように聞こえた。それと前後して、学内は、たちまち機動隊員で充満してゆくことを感じさせるもの音が続いた。

私は何をするともなく、研究室の自分の机によっていた。すでに割り当てられた部隊はこちらに近付いてくる。「不退去罪現行犯です、逮捕なさいますか。」とはっきり言おうと思っていたとき、とびこんできたのは警官でなく二人の同僚であった。

二人と一人の腕力がこれほどちがうと思ったのはこのときがはじめてである。はげしい問答ののち腕づくの抵抗もむなしく校舎外へ搬出されてしまった私は、人を組織せず、自分一人だけでこ

の行動に出たのがまずかったのか、と黙っていた。同僚の腕の中でもがきながら、「これが一人というものか」とつぶやいた。

一日、都内を思いつくまゝに歩いて夕刻帰宅した。夜のテレビで、明大での逮捕の様子が写し出されたとき、藤田君に似た一人の姿を認めて、「ああ、やはり」と思った。

## 一五、たすきをかけて門外へ

私は一週間ほど外出をせずにいたが、そのあと学校の業務について。引きこもって、完全業務拒否から退職への途をとることを考えないわけではなかったが、自分の行動がどのように受取られたか、あるいは今後において同志となってくれる人を見出せるか等考え、人と交渉がなくてははじまらないと思ったからである。

業務は、ロックアウトの正門前に交代で立って、来る学生に学校側としての事態説明をすることである。私は、他の教員とは離れて、「学生諸君との討論を希望します」と墨書したたすきを肩からかけて立った。少数だが、討論をしかけてくる学生がいた。ただし、この奇異な行動も、反抗というには程遠いものであったことを認めなければならない。正門附近を警備している警官の中には、よほど熱心な体制側の教師と思ったのであろう、私に、挙手の敬礼をしていくものもいた。

大学改革準備委員会の中間報告を入手したのは一〇月三〇日であった。これより先、他学部ではその内容の口頭報告を受け、一人の教授が、「これはこれまでに出了たどの大学の改革案よりも低

調だ」と発言したということを聞いた。ある学部では五人の教授会メンバーの発意で、この大学準備委員会中間報告の前提となっている部分がまったく承認できない旨が表明され、教授会全体の採決でも、前提部分の不承認が多数をしめた。その他、他学部教授会では、この準備委員会案についてかなり熱心に討論が進められていたが、法学部においては、討論らしい討論もなされなかった。それはあたかも、どうせ学生対策のための案で、実行する気がないものを討論しても無駄だ、という暗黙の了解が成り立っているものごとくであった。しかもその後の経過は、みごとにそれを裏書きした。皮肉にも学長が九月二四日の教職員集会での発言にかえて配布した印刷物には「学生諸君の間にはバリケードを解除すれば大学改革の姿勢が失われると懸念するものもあるかも知れません。このような危惧もたしかに本学のこれまでの経過から見て全くなかったとはいいい切れません」ということを正直に認めている。

私は、再開後の授業は、年度の終りまでほとんど討論に費したが、そのためこの「中間報告」についても学生諸君と討論する機会を得た。かなり長文である「中間報告」の各部分をあて、論評をさせたが、学校の考え方に賛成する表明は、ほとんどなかった。一月六日からの三日間、法学部教授会は授業再開に向けて、激しい議論になった。大学当局からの材料だけでは、とうてい学生を納得させることはできないだろうというところによる議論であった。一人の教授がこういった「もしこのまま、何も抵抗を示さないで学生諸君がすんなり授業を受けるようだったら、それほどがっかりすることはないだろう」と。

結論的には、多くの疑問項目を整理して、一月八日の全学教職員集会で質問して学長の所信をたずねたことにした。実際には、それを、法学部教授会を代表して質問した鈴木俊光教授の発言にたいして、議長である他学部学部長が、時間切れを理由に打ち切り、長時間の討論は何にもならない結果となったが。

なお、全学教職員集会ははじめ七日に予定され、八日には、四年生全員の集会をすることになっていたのが、急遽後者を中止し、八日の教職員集会だけになったのである。理由としては、警察筋から「学生が一〇〇人以上集る集会には責任をもてないから取り止めるように」との圧力がかったためであると伝えられた。「機動隊導入は本学の自主的な判断によるのであって、けっして警察の圧力に屈したのでない」と学長らがいかに強弁しても、この経過は、大学がまったく警察の意図の下に統率されてしまっていることによく証明している。

## 一六、「心に痛みを覚えつつ……」

神田地区の授業は十一月一日に、和泉地区の授業は同一八日に再開された。

もちろんきびしい検問体制下においてである。検問業務につかない教師も少数はいたが大多数の人たちは、「正常化」に協力していた。

和泉地区で授業が始まる日、私は正門の前に立って、私の心境を学生諸君に告げるビラを配布した。表題は「心に痛みを覚えつつ

全共闘ならびに全共闘を支持して来た諸君に入構を訴える」というものであった。

「この屈辱的ロックアウトと検問体制の下で諸君と再び相まみえることとなった。……」という書き出しで始まり、約四千字を費して、新たに学内から運動を構築することを呼びかけたものであった。

「私はあえて諸君に、入構という諸君自身の気持ちへの裏切りを経て……もういちど諸君の学友の中に入り、そこに闘いの芽を新たに創り出してゆくことを勧めたいのである。」

「もとより私は、諸君に一度『連帯』を表明したものととして、無責任に『裏切り』だけをすればよいとは思っていない。私は諸君が阻止線を張るかぎり、それを突破してまで入構しようとはしないであろう……」

検問期間中に数回にわたり検問突破のデモンストラティブ行動が組まれただけで、ほとんどすべての学生諸君は、おそらくは容易に鎮め得ない心をもちながら、結果的には入構した。そうして、私自身も入構し「授業」をはじめた。私は、この証言を執筆している現在なお明治大学の教員であり、しかも本件で被告とされた七人の諸君を含む明大共闘を構成した諸君と、依然として連帯しているという自己意識をもっている人間の一人である。

## 一七、大学と体制化と、それを阻むもの

ある年に、明大法学部を卒業する予定の一人の学生が、某大手

自動車製造会社への就職が内定していた。ところがその学生は、法学部卒業に必要な必修科目の単位を落していた。当然卒業就職はできない。ここでショックを受けたのは当の学生のほうではなく自動車会社の人事課長のほうであった。毎年計画を立てて新人を採用している。その人数に狂いが出ることは大きな支障である。人事課長は明大に法学部長を訪ねて、何とか卒業させる方法はないかと打診した。たまたまその学生が何の科目を落しているかを知ったとき、課長は、眼を輝かせて法学部長にいった

「それなら同君を卒業させて下さい。うちの会社の仕事ではその科目の知識は、いりませんから。」

そのあとに続いた言葉が、強硬な口調であったことは十分に想像できる。大学の評判は、大手会社への就職数によってきまる。

「これだけお願いしているのに、便宜をおはかりいただけなのなら、来年からお宅の卒業生はとるわけにいきません……。」

という言葉は、大学の死命を制するほどに重大なひびきをもつ。こういう言葉が発せられたかどうかは知るところでない。しかし、そのまえの「この単位はいりません」という言葉が出たことまでは、私が当時の学部長から茶話しのときに聞いたところである。

大学が、独占資本の下うけ機関になっていないという神話が、いかに無意味なものであるかを、このひとつの例は教えている。

そうしてその独占資本の支配こそは、こんにちの社会を、まさに暴力的に破壊し、人類全体の寿命を、ものすごい勢で縮めている張本人にはかならない。

この裁判所に働く裁判官、検事諸氏の健康は、現在の都市大気の汚染がこのまま続くなれば、そう長くない未来に致命的なほど

にまで蝕まれてゆくであろうことは疑いない。特別頑健な人だけが例外的に残るであろうが、無闇に生産されている自動車は、ほどなく道路を完全飽和の状態に陥れる。ヘドロには港湾を埋め、鉍毒は河川をおかす。食品添加物と、農薬による自然循環の破壊は、いま生物系全体に、現代科学がまだ把握しえぬ、恐ろしい変容をもたらそうとしている。動物系の増大と、その社会経営としての大量燃焼、しかもそれと併行して行なわれる植物系の急速な伐採は、酸素量の急減と炭酸ガスの急増をもたらしつつある。遠洋投棄、グリーン・ベルト、一〇〇メートル煙突などの小ざかしい工夫が、ほんの一時しのぎの効果しかもたないものであり、地球の全体的廃品化の時期を早めこそすれ、それを阻止する何らの効果のないものであることはいうまでもない。

これらの事柄のうちのあるものには、生物の種として人類の宿命ともいふべき性格がないではない。しかしことを日本に限っていえば手段を選ばず利潤のみを追求し、選挙資金の注ぎ込みによって飼育する与党政治家たちを通じて立法を操作し、大学への公私資本の投入を各大学の資本への「忠誠度」できめてゆく現在の日本独占資本がその地位をのめない限り、この破壊はいよいよ猖獗(しょうけつ)の度を加えるであろうことは間違いない。

資本の体制の一部として、成績をつけ、使用適性の順位をつけた人材製品を造り出し、必要に応じてその学年を伸縮して人材プールの役割を演ずる(第二次大戦中の大学を見よ)大学が、この資本への完全の隷属をしてゆこうとし、それによって人間世界の全的破壊にいよいよ拍車をかけようとするとき、これを断ち切る方法はバリケード以外にはないのである。

二十代の若者が、「大人たち」の作っている社会を批判し、これを改変するために情熱を燃やす、このことは、人類にとってかけがえない財産である。この若者の大多数を包容する大学が、全的に時の体制——資本に屈従し、新たな思考の芽を育てえなくなることは、この意味で人類の滅亡を意味する。大資本から極端細までの、企業序列化と、それに対応する大学の序列化、さらにその大学内において、大企業用、中企業用、小企業用とその製品を分類してゆく「成績」。その基準をなす、古びた教授の頭脳の中にある知識の吸収能力と、その複製能力による評価。これに加えて「反秩序」的事態に際しての常時の機動隊の導入。大学がこの「基準型」をすべてとるとき、人類の発展はもはや望めなくなる。発展と進歩と、従って生命力とを失ってゆく人類の、その道程を停止させるために、大学の資本への従属化、体制化を断ち切ることは、すべての人類にとっての共同の責任であり、これは、この社会病状が急速に顕著になりはじめたことのゆえに、あらゆる法、規則、習慣に優越しておこなわれなければならない。一九六九年の日本国内各地で闘われた学園闘争を評価するのに、この前提を欠くことは許されないであろう。

はじめ進歩的ポーズを取って、「学生と共に」大学立法に反対し、警察に抗議し、警察を告発し、しかも全共闘諸君と一般学生諸君との連帯が強固であった夏期以前には、言葉を与えぬよう用心しながら団交に応じ、ひとたび大学立法が通るや、その法の基幹的精神のひとつである、「非常時における権力の大学中央への集中、集約」を地でゆくような方法で機動隊導入を決定し、自ら「教育対象」として入学させた学生諸君にかかる方法で瞞着して

最終的に事態を收拾しようとした大学の「立退き命令」に唯唯として応じることが、全共闘の諸君が拒んだことは当然である。その代表としての七人の諸君の「抗戦」はなくてはならなかった。

あるいは大学が物質的武器庫になり、社会の治安を乱す源となつたとき、大学の要請の有無にかかわらず、治安を担う警察としてはこれの排除に努め、一般民衆の利益を守るために実力行使に出ることは、当然であり正当であるという論もあろう。しかし、大学は物質的武器庫であるまゝに、知的武器庫であることが必要である。ここにおられる裁判官、検察官が依拠して立つ近代社会理念もまた、知的に武装せる往時の大学の中から作り出されたのではなかったか。しかし、物質的武器の若干を貯えることなしに、「知的武器庫」たることが絶対に成立しない状況があるとき、その作り出す価値比較として見るならば、大学を戦闘的學生集団が一時の拠点としたことも、容認せらるべきである。かれらの武器は、思想の自由、民衆の抵抗権を含む基本的人権を擁護するため、帝国主義化し、ファシショ化しようとする体制にたいして、最低限度のデモンストレーションを行なうことに必要な限度以上に貯えられているのではなく、またこれらはけっして無用に無辜の民衆に向って行使されるものではないからである。

以上の意味において藤田君ら七人は、当然に無罪であると考えられるものである。

(終り)